平成２７年（フ）第２０４号
兵庫県赤穂市上仮屋北16番地５
債務者　早川　有紀
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１５号
兵庫県加古川市八幡町宗佐544、住民票上の住所神戸市垂水区泉が丘５丁目８番30号
債務者　瀧川　勝詞
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３１号
兵庫県姫路市広畑区吾妻町２丁目37番地５
債務者　坂下　栄子
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３６５号
広島市南区宇品神田１丁目４番14―303号
債務者　森本　和美
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７１号
広島市西区観音本町１丁目15番18―501号
債務者　小椋　洋幸
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３０号
広島市安佐北区落合２丁目30番29―105号
セジュール藤森
債務者　網本　敏和
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３１号
広島市安佐北区落合２丁目30番29―105号
セジュール藤森
債務者　網本　　恵
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８２号
福岡市早良区早良６丁目５番１号
債務者　安樂ツヤ子
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２４号
長野県塩尻市大字洗馬480番地10
債務者　岩原　滋子
１　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４０号
群馬県桐生市新里町新川3974番地４　深沢ハイツ18号
債務者　齋藤　良子（旧姓桑原）
１　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第４４号
群馬県みどり市笠懸町鹿615番地18
債務者　宮崎　香織
１　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第４６号
群馬県みどり市笠懸町久宮192番地34　プログレＣ―101
債務者　箭内　　健
１　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第４７号
群馬県みどり市笠懸町久宮192番地34　プログレＣ―101
債務者　箭内菜緒美
１　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第７９号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦2836番地１206号
債務者　東條　大策
１　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１０４号
滋賀県近江八幡市西本郷町東３番地８　203号、住民票上の住所滋賀県近江八幡市八幡町333番地４
債務者　中村久美子
１　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１号
大阪府池田市呉服町９番15―608号
債務者　小林　一良
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
兵庫県川辺郡猪名川町伏見台５丁目２番地42
債務者　荒木　典子
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係